大宜味村立診療所
指定管理者募集要項

令和８年 １１月

大宜味村

この要項は、大宜味村立診療所設置及び管理に関する条例（令和 8 年条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき管理を行う法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）の募集に関して、大宜味村公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 17 年条例第 3 号）の規定に基づき、必要な事項を定め指定管理の募集を行うものである。

１　対象施設の概要

⑴　施設名称　　大宜味村立診療所（以下「診療所」という。）
⑵　所在地 沖縄県国頭郡大宜味村字塩屋 1306 番地の 62
⑶　建物・敷地
　敷地面積 3486.142 ㎡（薬局棟及び一部道路敷地除く）
　ア 構 造　　鉄筋コンクリート造平屋建**（診療所）**
　　建築年次　平成 22 年
　　延床面積　361.62 ㎡
　イ 構 造　　鉄筋コンクリート造平屋建**（医師住宅）**
　　建築年次　平成 22 年
　　延床面積　113.78 ㎡
⑷　開設年月日 昭和 49 年 8 月 30 日（平成 23 年喜如嘉区から移設）
⑸　施設内容
　診察室（1 診）、処置室、小手術室、中央材料室、洗濯室、第 1 点滴室、第 2 点滴室、X 線検査室、検査室、リハビリ室、受付、待合室、事務室、所長室、休憩室、プレハブ、コンテナ
⑹　主な医療機器
　X 線撮影装置、超音波診断装置、LED 光源搭載内視鏡システム、除細動器、心電計、血圧脈波検査装置、Ｘ線骨密度測定装置、CBC CRP 生化学血液検査機器、PCR 検査機器、ウォーターベッド型マッサージ器、ローラーベッド、電気治療器　など

２　大宜味村立診療所の管理運営に関する基本的な考え方

診療所におけるサービスの提供は、人の健康や命に直結することを念頭に、指定管理者は、村民の健康保持に必要な医療を提供するため、次の各号を遵守した施設の管理運営を行うこと。
⑴　地方自治法、医療法、労働基準法等、関係法令、条例、規則等の規定を遵守し、模範的な診療を行うとともに、地域医療の円滑な運営に努めること。
⑵　公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の個人・団体等に有利あるいは不利になる運営は行わないこと。
⑶　効率的な運営を行い、管理運営に係る経費の縮減を図ること。
⑷　事業計画に沿った管理運営を安定して行うこと。
⑸　地域住民や利用者の意見を事業実施に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。
⑹　個人情報の保護を徹底すること。
⑺　防犯、防災その他の緊急時の対策について、適切な措置を講ずること。
⑻　住民・利用者等の安全を第一とし、かつ、快適に利用できるよう運営を適切に行うこと。
⑼　指定管理者が施設の管理運営に係る各種規定・要綱等を作成する場合は、事前に村と協議を行うこと。

３　指定管理者が行う管理業務の基準

別紙「業務仕様書」のとおり

４　指定管理者が行う業務等

⑴　診療所における診療に関する業務
⑵　診療所の施設及び設備の維持管理に関する業務
⑶　前２号に掲げるもののほか、村長が必要と認める業務

５　自主事業に関する業務

⑴　指定管理者は、自らが企画し、自らの経費をもって自主事業を実施することができる。なお、自主事業の実施により収益が発生した場合は、その収益は指定管理者の収入とする。

⑵　自主事業の内容

原則として、村民の健康保持を目的とした診療・講演及びそれに付随する事業であること。

⑶　自主事業実施における注意点

自主事業の実施については、施設利用者とのバランスを考慮するとともに、村と事前に協議し、承認を得てから実施すること。自主事業実施計画書は、目的、対象者、事業期間、場所、収支計画書等の情報を可能な限り明らかにすること。

６　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日までの５年間。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

７　管理運営に要する経費

診療所の管理運営に要する経費は、利用料金（診療報酬等）及び自主事業の収入、並びに村が支払う指定管理料によって賄うことになります。

このうち、指定期間中に村が支払う指定管理料の額は、下記に定める基準価格の範囲内で、募集団体から提案を求めます。

なお、村からの指定管理料の支払方法については、村と指定管理者が協議し、双方で締結する協定書で定めます。

基準価格　　５７，０００千円（消費税及び地方消費税を含む）
（令和　９年度：１１，４００千円）
（令和１０年度：１１，４００千円）
（令和１１年度：１１，４００千円）
（令和１２年度：１１，４００千円）
（令和１３年度：１１，４００千円）

※１ 基準価格を超える提案があった場合には失格となりますので、ご注意ください。

※２ 管理に要する費用が管理料等の総収入を上回った場合も、村が特別な事情があると認めない限り、補填は行いませんのでご留意願います。

８　保険への加入

施設等に対する保険については、村が「公有物件災害共済」（一般財団法人全国自治協会）に加入しています。

その他施設管理運営上必要な保険については、指定管理者が加入してください。

９　募集資格

募集できる団体は、申請時点で運営実績のある医療法人等であって、診療所の管理運営を行ううえで人的かつ財産的な管理能力を有し、かつ次の欠格事項に該当しない者とします。

⑴　団体又はその代表者が、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

⑵　代表者、役員又はその使用人が、刑法第９６条の３又は第１９８条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から２年を経過しない者。

⑶　団体又はその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第３条又は第８条第１号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から２年を経過しない者。

⑷　団体又はその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関から認定された日から２年を経過しない者。

⑸　団体又はその代表者が、所得税、法人税、消費税及び村税等を滞納している者、正当な理由なくこれらの税に係る申告を行っていない者又は正当な理由なく個人住民税の特別徴収を行っていない者。

⑹ 村から指定管理を取り消され、その取り消しの日から１年を経過していない者及び村から指名停止措置を受けている団体等。
⑺ 次に掲げる団体。
① 暴力団（大宜味村暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。）
② 代表者又は役員が暴力団員等（大宜味村暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。）である団体等。
③ 暴力団又は暴力団員等が、経営に実質的に関与している団体。
④ 暴力団員（大宜味村暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。）であることを知りながら、その者を雇用・使用している団体等。
⑤ 代表者又は役員が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している団体

10 現地説明会の実施

現地説明会を次のとおり開催します。なお、参加人数は１団体３名までとします。
⑴ 開催日時　　令和８年１１月２６日（木）　午後２時から
⑵ 開催場所　　大宜味村立診療所　待合室
⑶ 参加申込　現地説明会参加申込書（様式第６号）により必要事項を記入の上、ＦＡＸ（0980-43-0165）又は電子メール（motoya@vill.ogimi.lg.jp）で、１１月２０日（金）午後５時１５分までに申し込んでください。電話等口頭では一切受け付けません。

11 質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。
⑴ 受付期間　開始　令和８年１１月４日（水）
終了　令和８年１２月４日（金）午後５時１５分まで
⑵ 受付方法　質問書（様式第７号）により、ＦＡＸ（0980-43-0165）又は電子メール（motoya@vill.ogimi.lg.jp）で提出してください。
⑶ 回答方法　質問者並びに現地説明会参加者全員に、ＦＡＸ又は電子メールで、１２月９日（水）
（予定）までに回答し、併せて村のホームページに掲載します。

12 再公募について

指定管理候補者の選定に当たり、一定水準（６０％以上）の評価点を得た団体等がない場合

13 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を村に提出していただきます。なお、村が必要と認める場合は、追加資料を求めることがあります。
⑴ 指定管理者指定申請書……様式第１号
⑵ 管理を行う公の施設の事業計画書…… 様式第２号
⑶ 事業に係る収支計画書……様式第３号
⑷ 経営状況を説明する書類……様式第４号
⑸ 指定管理者指定申請に係る申立書……様式第５号
⑹ 申請者の概要、沿革
⑺ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
⑻ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
⑼ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
⑽ 国税、沖縄県税及び大宜味村税に滞納がないことを証明する書類（申請書提出日において、発行の日から３か月以内に発行されたもの。）
ただし、村外からの募集者にあっては、申請者の属する都道府県民税及び村町村税に滞納がないことを証明する書類を提出してください。
⑾ その他村長が必要と認める書類

14　申請書類の提出

⑴　提 出 先　　〒905-1392 沖縄県国頭郡大宜味村字大兼久 157 番地
大宜味村役場 福祉保健課
電話 ０９８０－４４－３００３（直通番号）

⑵　提出期間　　開始　令和８年１１月　４日（水）午前８時３０分から
終了　令和８年１２月１４日（月）午後５時１５分まで
※　郵送の場合、書留郵便により最終日の午後５時１５分までに必着のこと。
※　ＦＡＸ又は電子メールでの提出は認めません。

⑶　提出部数　　原本１部、副本９部
（すべて書類をＡ４版で統一してください。副本は複写可とします。）

⑷　提出書類の扱い
① 提出書類はお返しできません。
② 提出された書類は、必要に応じて複写します。（使用は村役場内及び選定委員会での検討に限ります。）
③ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

15　選定方法

⑴　大宜味村立診療所指定管理者選定委員会において、各委員が次の審査要領に沿って、それぞれ審査した評価点の合計が最も高い申請者を選定委員会の選定意見とし、最終的に村において選定します。

ただし、合計得点が一定水準以上の評価点（６０％以上）を獲得できる申請者がない場合は、指定管理者の指定を行わないことになります。

⑵　審査基準と配点

審　査　項　目	審　査　内　容	配点
１　運営経費に関する事項	・提案価格	１０
２　申請団体に関する事項	・診療所を安定的に運営できる知見と経営能力はあるか。 ・長期的安定的な診療所運営を行っていくために十分な人的基盤を有しているか、又は確保の実現性はあるか。	２０
３　管理運営に関する事項	・診療所の設置目的や位置づけ等への十分な理解のもと、診療所運営の理念や基本方針を有しているか。 ・診療所の利用に関し、平等利用の考え方が明確となっているか。 ・診療所の利用に際し、高齢者、障害者、妊産婦等への配慮がなされているか。 ・個人情報の保護に関する制度を理解し、体制を整備しているか。 ・緊急時の連絡体制、役割分担等の取り決めは適切か。	３０
４　事業実施・サービス提供体制に関する事項	・診療所の診療科目及び診療日等は、地域の実情を反映したものになっているか。 ・薬の処方について、患者に配慮したものになっているか。 ・診療所の管理責任者及び管理体制が明確であり、職員の配置が適切であるか。 ・職員の育成・研修体制は講じられているか ・診療所で完治できない患者への対応方針はあるか。 ・収支計画は事業計画との整合性が図られているか。	３０
５　その他施設固有の性質等による審査項目に関する事項	・医療設備が乏しい診療所での診療において工夫している点はあるか。 ・患者数の増加を目指した具体的な取り組みはあるか。 ・地域の健康づくりの拠点としての取り組みはあるか。	１０
合　　計		１００

16　申請に要する経費

申請に要する経費等は、すべて申請者の負担とします。

17　無効又は失格

本要項中に記載しているほか、以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

⑴ 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
⑵ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
⑶ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
⑷ 虚偽の内容が記載されているもの
⑸ その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの

18 選定委員会

令和８年１２月２３日（水）（予定）に実施します。申請者である法人その他の団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします。参加可能人数は、プレゼンテーター１名（申請団体の代表者、役員又は職員に限る。）を含む３名までとします。プレゼンテーションは、１５分程度を予定しており、その後、質疑応答の時間を１０分程度見込んでいます。プレゼンテーション当日は、必要に応じてプロジェクター等を使用することが可能です。使用する場合は、事前に使用の申し出を行い、当日、ノートパソコンは申請者が持参してください。プロジェクター及びスクリーンは村が準備します。

当日の時間、場所については後日連絡します。

19 選定結果等の公表

選定結果については、各申請者に文書で通知します。

20 指定管理者の決定

⑴ 指定手続き

① 指定管理者は大宜味村議会の議決を経て指定されます。

② 村と指定管理者との協定は、議会議決後に効力を有します。なお、議会の議決を得られなかった場合においても、候補者が本件に支出した費用について、村は補償しません。

⑵ 協定の締結

指定管理者の指定を受けた団体は、本村と協議を行ったうえで、令和９年１月中旬（予定）に協定を締結します。

21 留意事項

⑴ 指定管理候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理候補者が「**９募集資格**」に掲げる要件を欠くことになったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、協定を締結しない又は協定を解除し、指定管理者の指定を行わないことがあります。

⑵ 指定管理者の指定後に、指定管理者が「**９募集資格**」に掲げる要件を欠くことになったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

22 今後のスケジュール

指定管理者による管理の開始までのスケジュールは、次のとおり予定しています。

⑴ 受付期間　　令和８年１１月４日（水）から令和８年１２月１４日（月）まで
⑵ 現地説明会　　令和８年１１月２６日（木）午後２時から
⑶ 質問の受付　　令和８年１１月４日（水）から令和８年１２月４日（金）まで
⑷ 選定委員会　　令和８年１２月２３日（水）（予定）
⑸ ヒアリング　　選定委員会に併せて実施
⑹ 選定結果の通知　　令和８年１２月下旬
⑺ 協定の締結　　令和９年１月中旬（ただし、議会議決後に効力を有する。）

23　添付資料・様式

⑴　指定管理者指定申請書……様式第１号
⑵　管理を行う公の施設の事業計画書…… 様式第２号
⑶　事業に係る収支計画書……様式第３号
⑷　経営状況を説明する書類……様式第４号
⑸　指定管理者指定申請に係る申立書……様式第５号
⑹　現地説明会参加申込書……様式第６号
⑺　質問書……様式第７号
⑻　大宜味村立診療所指定管理者仕様書…… 参考資料１
⑼　別添資料（資料 1）管理物品一覧 …… 別添資料（資料 1）
⑽　位置図敷地図建物平面図…… 別添資料（資料 2）
⑾　令和６年度、令和７年度の利用実績……別添資料（資料 3）
⑿　令和６年度、令和７年度の収支の概要 …… 別添資料（資料 4）
⒀　大宜味村立診療所の設置及び管理に関する条例…… 別添資料（資料 5）
⒁　大宜味村立診療所の設置及び管理に関する条例施行規則 … 別添資料（資料 6）
⒂　大宜味村立診療所及び
　　大宜味村立歯科診療所「ご意見箱」実施要領…… 別添資料（資料 7）

大宜味村役場　福祉保健課保健衛生係（担当：藤田）
電　　話　　０９８０－４４－３００３（直通番号）
Ｆ　Ａ　Ｘ　　０９８０－４３－０１６５
電子メール　　motoya@vill.ogimi.lg.jp